

第147回 市町村職員を対象としたセミナー

地域共生社会の実現に向けた 生活困窮者自立支援事業の展開 (藤沢市の実践)



2019年(令和元年)9月30日
藤 沢 市 役 所
地域包括ケアシステム推進室

藤沢市の概要

人口：43.4万人 面積：69.6 km² 高齢化率：24.3% 生活保護受給率 12.5%
(いずれも2019年8月1日現在)

特徴

- ✓ 南北に長い地形
- ✓ 南部は江の島を代表とする観光と漁業、北部は工業団地と農・畜産業
- ✓ 市内を13地区の日常生活圏域に区分(小学校区35, 中学校区19)
- ✓ 2020年には、高齢化率が25%を超える見込み
- ✓ 地域包括支援センターは18か所



藤沢市イメージキャラクター
「ふじキュン」



13地区別の高齢化率推計

高齢化率に限らず、地区によって
さまざまな差があります。

人口構造はもとより、自治会加入率、
就学援助率などなど、地区によって
特性がかなり異なります。



順位	2015年			2025年	
	地区 (65歳以上人口)	高齢化率		地区 (65歳以上人口)	高齢化率
1	湘南大庭 (9,228人)	28.6%	➡	湘南大庭 (12,028人)	36.7%
2	御所見 (5,160人)	28.3%		御所見 (5,538人)	30.7%
3	片瀬 (5,594人)	27.8%		片瀬 (6,004人)	30.3%
4	長後 (8,588人)	25.8%		善行 (12,197人)	29.0%
5	善行 (10,775人)	25.5%		長後 (9,599人)	28.3%
6	鶴沼 (13,077人)	23.6%		遠藤 (3,222人)	26.4%
7	藤沢 (10,162人)	22.8%		鶴沼 (14,777人)	25.9%
8	辻堂 (9,010人)	21.8%		藤沢 (11,528人)	24.6%
9	村岡 (6,381人)	21.5%		村岡 (7,238人)	23.1%
10	遠藤 (2,450人)	21.3%		湘南台 (7,606人)	22.8%
11	明治 (5,904人)	20.6%		六会 (8,519人)	22.7%
12	六会 (7,214人)	20.2%		明治 (7,310人)	22.3%
13	湘南台 (5,721人)	18.4%		辻堂 (9,222人)	21.3%

※2015年の国勢調査に基づく「藤沢市将来人口推計」より

生活困窮者自立支援事業の 活用による相談支援体制づくり



包括的な相談支援

<個別支援>

- ・生活困窮者の抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止める
- ・訪問支援等(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成

＜地域づくり＞

- ・地域におけるネットワークづくり・活動団体
への支援・社会資源の開発など福祉を通じ
た地域づくり

◆地域力強化推進事業

- ・誰もが気軽に立ち寄れる居場所「地域の縁側事業」

◆多機関の協働による包括的支援体制構築事業

- ・相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する

本人の状況に応じた支援

再就職のために**住居の確保**が必要な方

◆「住居確保給付金」の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労に向けた準備が必要な方

◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

就労に向けた準備が一定程度整っている方

◆生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急に**衣食住の確保**が
必要な方

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者へ一定期間、衣食住等の提供と相談支援

家計から生活再建を考 える方

◆家計改善支援事業

- ・家計状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援（貸付のあっせん等を含む）

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

支えあい地域基盤づくり

◆共助の基盤づくり事業

- ・身近な地域で、住民どおしの支えあいによる共助の取組を活性化し、支援が必要な人を地域全体で支える基盤を構築する

行政におけるソーシャルワーク機能の強化 (生活困窮者自立支援制度を 最大限に活用)

**バックアップ
ふじさわ**
(自立相談支援事業 市直営)

平成26年11月～

- ・ 相談支援員 3 名 (福祉専門職)
- ・ 相談支援包括化推進員 1 名 (福祉専門職/兼務) ・ 就労支援員 2 名 (非常勤) (住宅支援相談員兼務)
- ・ 子ども支援員 2 名 (生保兼任・非常勤)

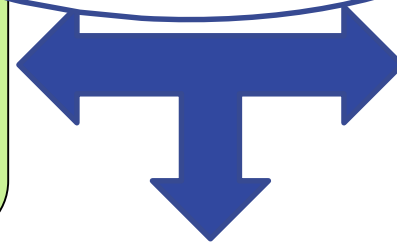
- ・ 就労準備支援・家計改善支援
- ・ 子どもの学習支援(3カ所)
- ・ 一時生活支援事業を委託により実施、連携

**バックアップ
ふじさわ社協**
(自立相談支援事業 委託)

平成28年4月～

- ・ 相談支援員12名 (うち 1 名は相談支援包括化推進員兼務、11名は地区CSWとして配置)
- ・ CSWは第 2 層生活支援コーディネーター兼務
- ・ 生活支援コーディネーター (第 1 層) も配置

**市および市社協
との両輪**

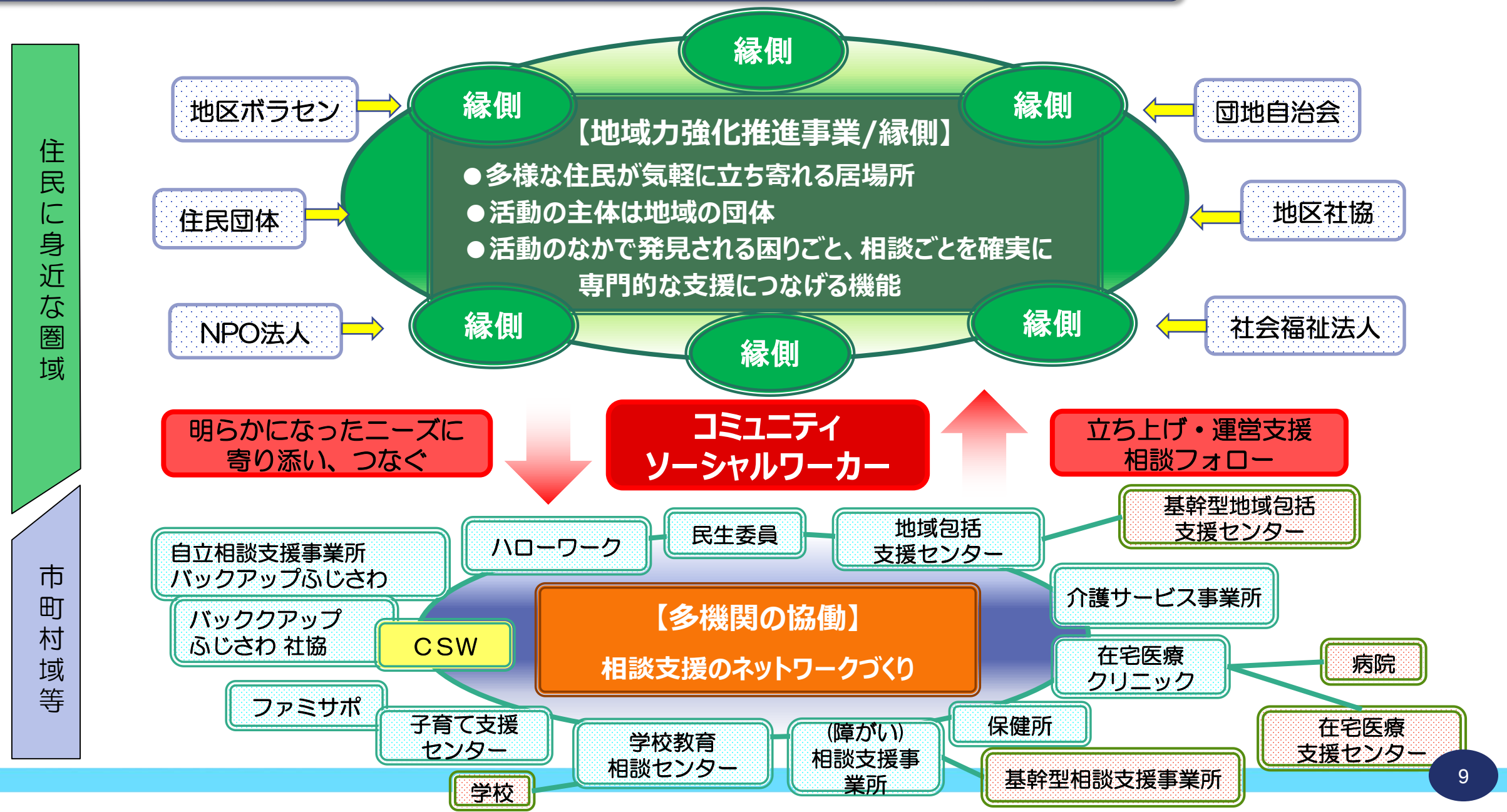


- 市直営のメリット (庁内他課との連携)、市社協委託のメリット (ボラセン・権利擁護・貸付等から困窮世帯の把握) を生かして事業を運営。
- 地域包括支援センター、障がい相談支援事業所、子育て支援センターなどの支援機関をはじめ、地域の縁側、地区ボランティアセンター、子ども食堂など、地域のインフォーマルな活動とも連携して支援のネットワークを構築。

地域共生社会の実現に向けた 包括的支援体制構築事業 の取り組み



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 体系図



地域力強化推進事業

■ 地域の縁側 ■

地域の縁側は〔機能について〕

- 地域の住民が実施主体となり
- 誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所であり
- 住民どおしのつながりや支えあいを大切に
- 身近な相談場所でもある

地域の縁側は〔設置数〕

市内全体で現在34カ所（40カ所を目標）

地域の縁側は〔設立主体〕

- ・ 地区ボラセン ・ 市民団体 ・ 団地の自治会
- ・ 社会福祉法人 ・ NPO法人 ・ 地区社協 など



～ 地域の縁側とは ～

住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所が「地域の縁側」です。

Q. だれが利用できるの？どんなところなの？

A. 多様な地域住民が利用可能な交流スペースです。

Q. 利用するには、お金がかかるの？

A. 基本、無料です。

ただし、お茶代等実費をいただく事はございます。



■「地域の縁側」の運営状況

地域特性と対象 に合わせたイベント



それぞれの地域特性や対象に合わせ、利用のきっかけとなるよう、季節に合わせたイベントも実施しています

来訪者同士の 地域交流



より身近な場所に設置されるため、ご近所同士の交流のきっかけとしても機能しています

潜在的な生活 ニーズの発掘



交流を重ねることで、これまで誰にも相談できなかった個人の困りごとや生活課題の表面化に役立っています

多機関の協働による 包括的支援体制構築事業

多機関連携へ〔その必要性〕

- 相談者だけでなく、家族も課題を抱えているため、世帯に対する複合的な支援が求められる
- 結果、個別の支援機関だけでは解決できない
- 相談支援機関のネットワーク化を図り包括的な支援を実現する

多機関連携へ〔発展の過程〕

- CSWが地域で顔の見える関係づくり
- 他の支援機関が互いの機能を知りたい
- “みんなで集まってみませんか”
- どの機関が相談を受けても、適切な機関（相談）につなげられる

《 村岡地区の例 》



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

〔生活困窮者支援をベースに〕

コミュニティソーシャルワーカーは〔相談支援〕

- 子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者の区別なく全世代対象
- 相談は断りません
- 住民の方に寄り添いながら、困りごとの解決に向けた支援
- 個別支援から見えてくる課題に対し、地域の支えあいの仕組みづくりを支援

- 貸付事業・ボラセン・権利擁護など市社協の地域活動
- 協議体・民児協・地区社協とのネットワーク
- CSWの地域支援活動

相談

- アウトリーチを基本としたインテーク面接
- 地域活動の活動団体への支援

支援

支援

支援

本人支援

家族支援

多機関連携

地域支援





ご静聴ありがとうございました。